

介護予防通所リハビリテーションについて  
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定をお受けになった方にご利用いただくことが出来ます。ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションの概要

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険1割負担分（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

※一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が規定割合になります。

	項目	月額
基本	要支援 1	2,268円
	要支援 2	4,228円

	項目	金額	備考
加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を定め、リハビリテーションを計画的に行った場合（6月以内）
	栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行い、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合 ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との併算定不可
	栄養改善加算	200円/月	低栄養状態の改善を目的として、栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合 ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養アセスメント加算との併算定不可
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円/回	利用者の口腔の状態及び栄養状態の確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円/回	利用者の口腔の状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能。（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円/回	口腔機能の低下が認められる状態、又は口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、指導を行った場合※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円/回	口腔機能の低下が認められる状態、又は口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、指導を行った場合。又、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可

	項目	金額	備考	
加 算	一体的サービス提供加算	480円/回	指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。	
	科学的介護推進体制加算	40円/月	指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき所定単位数を加算する。 (1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円/月	要支援1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、勤続10年以上の介護福祉士が占める割合が100分の25以上の場合
		176円/月	要支援2	
	若年性認知症利用者受入加算	240円/月	若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。	
	退院時共同指導加算	600円/回	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数 ×86/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。		

(2)その他の料金

	項目	金額	備考
食	費	660円	1日につき(利用時間帯によっては、提供できないことがあります)
	日用品費(入浴有)	102円	シャンプー、リンス、トリートメント、ボディソープ 洗顔フォーム、タオル、保湿クリーム おしぼり、ペーパータオル、ハンドソープ
	日用品費(入浴無)	51円	保湿クリーム、おしぼり、ペーパータオル、ハンドソープ
	教養娯楽費	実費	クラブ活動の材料等
	おむつ代	実費	